

議案第 3 2 号

天理市下水道条例の一部改正について

天理市下水道条例の一部を次のように改正しようとする。

平成22年 3 月 8 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市下水道条例の一部を改正する条例

天理市下水道条例（昭和48年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 号中「市長」を「管理者」に改める。

第11条第 3 項第 1 号の表を次のように改める。

| 排水区分 |                | 水量使用料（汚水排水量 1 立方メートルにつき） |
|------|----------------|--------------------------|
| 一般排水 | 公衆浴場及び<br>共同浴場 | 60円                      |
|      | その他            | 130円                     |
|      | 中間排水           | 184円                     |
| 特定排水 |                | 255円                     |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、第11条第 3 項第 1 号の改正規定は、平成22年 6 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第11条第 3 項第 1 号の規定は、平成22年 7 月分として徴収する使用料から適用し、平成22年 6 月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。